

本  
篇

「進歩と調和」の求道者として  
——後期十五年の歩み——

## 第一章 「開放体制」の自覚

この「三十年史」において經濟同友会の「後期」とは、昭和三十七年から五十一年に至る十五年間を指す。

昭和三十七年初頭の段階において、日本經濟の国内的局⾯および国際的環境は、どのような情況にあつたか。また經濟同友会は、この段階、この局⾯において、どういう考え方のもとに、どういう姿勢をとつていたか。「後期」の記述の冒頭にあたつて、そのことを一應まとめてみる。

一、まず大きく見て、日本經濟は、いわゆる「開放体制」の前夜にあつた。戦後の荒廃から立ちあがつた日本經濟は、その急速な成長ぶりにおいて、世界の注目するところとなると同時に、折柄の世界經濟的風潮の赴くところ、歐米先進国から「貿易・為替の自由化」を強く要求される立場になつてゐた。これに応えるため

本篇 「進歩と調和」の求道者として

## 第一章 「開放体制」の自覚

には、自ら「先進国」に仲間入り出来るだけの経済体質を整える必要に迫られていた。

一、経済は高度に成長し、輸出の増大ぶりも目をみはるものがあつたにしても、日本経済の内実は、必ずしも健全とはいえない。速すぎる成長は、経済各分野にアンバランスをもたらし、いわゆる格差問題が生じていた。輸出は得てして無秩序で相手国から市場攪乱を指弾され、競争品の輸入は為替管理その他によつて防圧され、これまた国際的に批判されていた。要するに日本経済の表面的な繁栄の裏には、いくたの不健全・不安定の要因が菓食っていたのである。

一、企業家の心理と行動も、必ずしもほめたものではなかつた。無秩序・無軌道ぶりが目立つていて、内需不振とみれば換金目当てに輸出に走ることの弊は、前に記したが、近代化・合理化のための投資も、無計画・競合的で、それが景気の波乱を大きくした。国際収支改善のための景気調整が時に厳しく打ち出され、景況の転変が激しいのも、企業家の無自覚が自ら招いたトガメであつた。

一、このような日本経済の国内・国際の諸情勢、とくに固有の経済的病患を正面から直視して、経済同友会は、その先見性と使命感に立つて、国民经济のとるべき方向を自覚していた。即ち、自由化の必然性をまともに受け止め、経済基盤の強化を叫ぶとともに、設備投資その他における自主調整を、執拗に唱えたのである。

ともあれ、昭和三十七年初頭において、日本経済は、前年九月に打ち出された「国際収支改善対策」による財政・金融を通じての引締め政策の結果として、調整過程に入つていて、それは、景気過熱の山が高かつた割りにはなだらかな下降局面ではあつたが、経済界としては、狂宴のあと反省を強いられる時期であった。しかも国

際的には、三十七年十月に九〇%の輸入自由化率を実現するよう、日本が約束させられていた、という事情が控えていただけに、経済界の前途には、重苦しい不安感がつきまとっていたのである。

## 一 國際環境への国内的対応

このような昭和三十七年初頭の情勢を基点として、二年後の三十九年春までにおける日本經濟の志向ないし歩みは、予定された「開放体制」への準備の時期であった、と大観することが出来る。

その間ににおける日本經濟を取り巻く國際的環境を概括すると、こうである。

一、まず前提として、戦後の國際經濟は、通貨の安定を目的とするIMFと、自由貿易の秩序を確立しようと  
するGATTという、二つの國際機構によって支えられていた。

IMFは、その協定の第八条で、「加盟国は基金（IMF）の承認なしに、經常的國際取引のための支払および資金移動に制限を課してはならない」と規定した。つまり為替の管理・制限や國際的な資本移動の制限が、原則として許されなくなっている。この条項に従わなければならぬ加盟国が「八条国」と称された。一方でIMFは、協定の第十四条で、「過渡期」において加盟国が例外的に、為替の管理・制限や國際的な資本移動の制限を存続することを許した。しかし、このような加盟国は毎年、制限の存続について基金と協議することを義務づけられた。——わが国はIMFの「十四条国」であった。

またGATTは、その規約の第十一條で「数量制限の一般的廢止」が規定され、締約国は國際收支上の理

### 一 國際環境への国内的対応

## 第一章 「開放体制」の自覚

由で輸入制限をすることが出来なくなつてゐた。これを「十一条国」と呼んだ。しかし、その第十二条で、外貨準備の減少の著しい締約国を限つて、輸入制限を行なうことを例外的に許していた。——わが国は、GATTの「十二条国」であつた。

一、このように、わが国は国際経済社会に仲間入りしながらも、IMFの十四条国、GATTの十二条国として、国際収支上の理由で、貿易や為替の制限を、それぞれの国際機関から認めてもらつてゐる、という肩身のせまい立場にあつた。

しかし日本経済の実態からみれば、その成長率においても外貨蓄積高においても、いつまでも温床の中で厳しい外気から遮断されることは許されない、という空気が、国際的に高まつてゐた。即ち、IMFの「八条国」、GATTの「十一条国」になるべきだ、というのであつた。現に昭和三十七年二月には、EEC諸国はじめ英國・スウェーデンなど西欧先進国は、「八条国」「十一条国」に移行し、日本だけが依然として、殻の中に閉じこもる形となつた。

一、日本がIMF十四条国、GATT十二条国として、為替管理や輸入制限で一方的に有利な立場にあることは、他の先進国に好感を与えるはずがなく、その報復措置として、西欧各国や米国は、何らかの形で日本からの輸入に対し、差別の壁を設けていた。したがつて、わが国は、そうした差別待遇を解消させるためにも、貿易・為替の自由化を推進し、国際経済機構における一人前の仲間になることが、必要であつた。

一、このような情勢に応じて、わが国の現実は、昭和三十七年初頭の時点で、すでに自由化推進への歩みを、精力的に進めつつあつた。即ち、三十六年七月のIMF東京会議で、日本の「八条国」移行が要請され、続い

て同年九月の IMF 理事会では、「一九六二年（昭和三十七年）九月末までに、石炭・石油も含め九〇% の貿易自由化を行なう」ことを、約束させられるに至った。政府は直ちに「自由化促進計画」を決定して、その具体化に努めた。

その結果、昭和三十六年四月の六二%から、三十七年四月の七三%へ、さらに三十八年四月の八九%へと、時期は少し遅れたが、目標は一応達成された。

一、昭和三十八年一月、わが国は GATT 十一条国となり、さらに翌三十九年四月には IMF 八条国となり、同時に OECD (経済協力開発機構) の一員に加わった。つまり「先進国」のサロンに列する立場になったわけである。それは別の見方からすれば、わが国が、狭い意味での国益中心主義を卒業して、世界の中の日本としての自覚に立つ「開放体制」を打ち出したことを意味するのである。

昭和三十五年十二月に発足した池田内閣は「国民所得倍増計画」を打ち出し、それは補正予算ならびに三十六年度予算編成にも、現実に反映した。政府の思い切った積極政策は民間経済界の投資意欲を駆り立てた。景気は過熱し、国際収支は急激に悪化した。そこで三十六年九月、「国際収支改善対策」が実施され、景気は調整過程に入った。しかも、国際的圧力としての自由化要請は厳しい。

自由化を進めるためには、それに耐えるだけの経済基盤を築かねばならず、それは産業設備の近代化を一つの大きな骨格としているが、それでも拘らず、景気は調整期にある。つまり、思うような近代化投資を進めるような経済情勢ではない。これが当時、経済界が直面した矛盾であり、困難であった。

## 一 國際環境への国内的対応

## 第一章 「開放体制」の自覚

『昭和三十七年度・経済白書』は、こう記している。

「不均衡成長の均衡過程に世界経済の再編成への適応過程の同時達成は難しい。貿易自由化の本格化を控えて企業の合理化努力がいつそ必要なときに調整局面を迎えることは、企業にとってかなりの苦痛にちがいない」

そして「白書」は、「この苦難をのりこえるには、輸出拡大による拡大均衡の道をあゆまねばならないのである」と、問題の解決方向を積極的にとらえた。

経済同友会の姿勢は、どうであつたか。昭和三十七年一月十九日に発表された『日本經濟に対する見解』が、それを明らかにしている。「見解」は、「開放体制」を前に控えた景気調整下の経済難局について、このように記した。

「昨年、政府も経済界も限界を大きく越えて経済の拡大を図った結果、今回の経済変動に逢着したことを探る反省せねばならぬ。とくに、この際重視すべきことは、世界経済の構造的変化の進展と、日本商品に対する差別待遇の下において、日本が国際収支の悪化を中心とする経済不均衡の解決に迫られていることである」

このような認識のもとに、「見解」は「当面、最も緊要な問題は国際収支の拡大的改善である」とし、そのための基本姿勢として、経済界に対しては「経済秩序の整備」を、政府には「輸出第一主義の確立」を訴えた。

「経済秩序の整備」では、「外国企業との競争態勢を整えねばならない」必要から、このように指摘した。

「最近英國では歐州共同市場へ加盟する方針が打出されたので、国際競争力強化のため大企業の合同が進められている。わが国の企業の規模は国際的にみて小さいので、貿易自由化に対処し、経営面から国際競争力の基

盤を強める必要上、企業の集団化や合併が問題となろう」

「見解」は、このように企業集中の要を唱えつつも、実際家らしい配慮から、次の点での注意を喚起している。

「従来の企業系列化には自己陣営の拡張にのみ走る弊害もみられ、あるいは地域的にコンビナートを形成する場合にも、いたずらに他業種に進出したり、また大企業のデパート的多業種兼業を試みることは、中小企業

分野との摩擦を生ずることも多く、いずれも過当競争を誘発し資本効率の悪化をもたらす傾向が強い」

次に「輸出第一主義の確立」のためには、まず「国際収支均衡回復は、単に輸入抑制のみによる縮小均衡ではなしに、輸出目標達成による拡大均衡実現でなければならぬ」という前提に立って、次の諸点を政府に望んだ。

一、内需景気の行過ぎを是正するような景気調整によって、若干の輸出圧力が存するような政策をとること。

二、外貨手取率の高い産業を勇断をもって助成すること。

一、経済界と協力して輸出マインドを醸成すること。

一、自由化率九〇%を達成しつつあるからには、諸外国に対しても貿易上の差別待遇を撤廃するよう主張すること。

一、輸出増進策の意味でも発展途上国援助を強化すること。

昭和三十七年四月十三日、日本工業俱楽部で開かれた同友会通常総会で、木川田一隆代表幹事は『代表幹事所見』を発表した。この総会で代表幹事は水上達三・二宮善基両名のコンビに変わったのであるが、木川田代表幹事は退くに当たって、「開放体制」を控えた日本経済の現状に対して「所見」を述べたわけである。後述のよう

## 第一章 「開放体制」の自覚

に、木川田代表幹事は一年後の三十八年四月から長年月にわたって、単数制代表幹事に就任し、いわゆる「木川田時代」を現出するのである。そのことを展望した場合、三十七年度総会における木川田代表幹事所見は、いわば「木川田イズム」の第一声的な表明であつたと見ることが出来るわけである。

「所見」は前記昭和三十七年一月の「年頭見解」の趣旨を受けつき、それをさらに集約的に盛り上げ、主張としての太い線を貫いたものであった。それはEECの発展をもって世界経済の構造的再編成であるとする立場を前面に押し出し、その新事態に対応する日本経済の重大局面を認識したうえでの発言であった。それは具体的には、(1)新しい産業秩序の確立、(2)産業調整会議（仮称）の設置、(3)政府と経済界の協力の緊密化、の三点を唱えたものであるが、その前文で次のように、世界経済の中の日本の立場についての自覚を促した。

「世界経済は、EECの驚異的発展を軸として、われわれの予想をはるかに越えた急速な変化をとげつつある。ものはや引返すことのできない地点を通過し前進あるのみとなつたEECの実力の前には、英國も加盟交渉を進めざるを得ず、また米国も積極的接近をはからざるを得なくなっている。さらにはEECの躍進に刺戟され、世界のほかの地域においても広域経済圏形成への動きが活発になっていている。このような動きは、長期的観点からすれば、日本の利益になるとみられるが、しかし過渡期においてわが国の立場が不利になることは否定できぬところである。

われわれは、こうしたわが国を取り巻く国際環境のきびしさに目をおおうことなく、日本経済がいまや歴史的転機に立っていることに対する認識を新たにせねばならない。そして、この認識の上に立って、広い国際的視野から、わが国にも世界経済の新しい秩序に即応した協調経済を確立し、言葉の眞の意味における国際競争

力を強化して、自由放任にあらざる自由、統制にあらざる秩序をもつた調和社会の実現に向かって前進せねばならない」

この「所見」に示された具体的な行動基準のうちで、最も重要な柱は「産業調整会議」の設置への呼びかけである。それは「新しい産業秩序の確立」の線にそう、民間経済人による自主的な調整の場を意味した。このようないい「自主調整」の必要性は、同友会がかねて強調してきたところであり、木川田代表幹事は最も熱心な主唱者の一人であった。そして今や、景気調整期の中で「自由化」のための経済基盤を整えるという、厳しい情勢下にあって、そのことが一層強く要請されたのである。「所見」は、このように説明している。

「経済界としては、一般的な景気政策にどのように対処するかと併せて、自由化にともなう産業構造の再編成をいかにして摩擦を少なく円滑に行なっていくかの構造調整への配慮をもつことも必要になってくる。われわれはかねて自主調整を主張してきているのであるが、今日ほどその実行の必要性が痛感される時はないのである。このためわれわれは、既存の業種別団体の整備と自覚を促すとともに、さらに一步進めて、民間経済人による産業調整会議のごときものを設置し、日本経済の基本的な新方向についての話し合い、協力関係の推進など経済界全体の意見の総合調整の場を持つことを提唱したい」

そして、その調整のための機構が、「自由化にともなう国際経済の場における競争力の強化を図るために方策」の具体化にはからず、また「産業協調体制を通じ、秩序ある競争に向かって進むことを可能にする」のに役立つことを強調したのであった。

「所見」はまた、経済難局に直面すると政府がともすれば、その誘導的役割以上に出過ぎて、「統制」的な態度

## 第一章 「開放体制」の自覚

で民間経済に入れてくる弊に着目して、それに一矢を報いた。即ち、「政府と経済界の協力の緊密化」の中で、「政府の良識に基づいた適切な経済誘導は好ましいことである」と前提したあと、政府の姿勢について、このように批判した。

「政府は経済の問題については民間の意見を尊重し、これに耳を傾けるのが当然である。政府と経済界は決して支配・被支配の関係にあってはならず、常に相互の理解と信頼に基づく協力・補完の関係でなければならぬ。しかるに政府はこれまで、経済界がしばしば建設的な提案を行なったにも拘らず、経済外的要因にとらわれて、ややもすればその実行を怠つてきていている。まさに遺憾である」

この通常総会には、経済同友会の代表幹事をつとめたことのある藤山愛一郎経済企画庁長官が臨席していた。木川田代表幹事は、その前で「所見」を述べたのであり、それだけに「所見」のこのくだりは、親近感と実感をもって訴えられた。藤山長官は、木川田代表幹事の「所見」表明のあと、その趣旨に沿いたい旨を親しく述べたのである。その際、藤山長官が極めて率直に池田首相の高度成長政策を批判し、世の注目を浴びたが、旬日後、藤山長官は閣僚を辞することになったのは特筆すべき事件である。

昭和三十六年秋の景気調整策実施以来、経済界は不況期を低迷したが、三十七年夏には引締め政策の効果が現れ、国際収支の均衡がもたらされた。政府は十月、政策を転換し、以来景気はなだらかな回復歩調に転じた。しかし「自由化」の外圧は、一段と強まり、それに適応するための経済体质強化の必要性が、いよいよ高く切実に感じられた。

『昭和三十八年度・経済白書』で宮澤喜一経済企画庁長官は、このように訴えた。

「われわれの課題は、単に、景気の回復を図ることだけに止まらない。日本経済は引続き高成長によって経済規模も先進国に近づき、IMF八条国への移行、OECDへの加盟など、今後世界経済との関係も一段と密接化してくるから、封鎖的な経済体制の弊をとり去り、国際社会の一員として一層ふさわしい姿を整える必要がある。そのためには、経済の立ち遅れた部面を改善し、ひずみを是正するなど、多くの面で地固めを行なってゆくことが大切である」

経済同友会では三十八年一月、「年頭見解」を発表した。それは『世界経済のなかの経営者』と題され、「開放体制」を問にした経営者の基本的な時代認識と、その心構えを述べたものであった。

「見解」はまず、昭和三十八年経済を、このように規定した。

「今年は日本経済を円滑に世界経済の中に組み入れる問題がいよいよ目に見えて具体化する年、つまり長い間、保護主義に守られてきた“離島的封鎖経済”から、自由主義に基づく世界的規模の“開放経済”に移る年である」

このような時代認識に立って、「見解」はまず「経営者」自身に対し、その「自主性と社会的責任」の再確認を要求した。

「日本経済が世界経済の中に入っていくに際し、最も責任の重いのは企業経営者である。いうまでもなく、国際競争場裡における主役は経営者であり、経営者の決定が国際競争における勝敗につながるからである。そのことは企業の盛衰となって現れるし、国の経済成長にもひびく。したがって、経営者は世界経済の中の経営者

## 第一章 「開放体制」の自覚

の地位を明確に意識して、その責任を遂行することが望まれる」

さらに「見解」は「経営者の実践的心構え」として、次の諸点をあげた。

一、国際競争の過程で経営の困難に直面した場合、安易に政府の援助に頼るような途を選ばず、「経営者の根性と株式会社の本領」によって、自力で生き抜く決意をすべきだ。政府への依存は、自由企業制の否認につながる。

一、一企業の利己主義に基づく過当なシェア競争をやめ、基礎的な技術研究・経営研究・教育訓練などの共通問題、ならびに重複投資、乱売競争の排除などについては、たがいに協同・協調体制を固め、また単なる量的拡大よりも質的強化に力を注ぐべきである。

一、国際競争力強化のためには、個別企業の規模拡大とともに産業全体の生産性を向上させねばならない。この場合、大企業経営者の決定は経済的・社会的に及ぼすところが大きいのに鑑み、中小企業の近代化への協力を促したい。

「見解」は、統いて、前年度総会で打ち出された「産業調整会議」（仮称）の設置を重ねて提唱するとともに、この機構への金融関係者の参加が望ましい旨を述べたあと、「銀行の再出発」と題して、次のように大胆な金融界批判を試みた。

「日本の経済が世界経済の中に入っていくのに対応して、銀行は再出発を決意すべきである。従来の激しい貸出競争と安易な貸出態度は、過去においては景気過熱の、また今日においては設備過剰の誘因となつたばかりでなく、国際的規模からみて過小な企業の乱立を招くという結果をもたらしている。このままでは、新たな事

態に伴う産業体制の樹立を阻害することは明らかである。したがつて、それが改まらないとすれば、銀行に対する政府の干渉はつのるばかりである」

そして「見解」は、「われわれとしては、自由経済下における銀行の大きな役割を期待する」との立場から、今後の銀行の在り方について、次の諸点を指摘し、反省を求めた。

一、市中銀行は企業の場合と同様、自己責任体制を固めるとともに、公的使命に応えて、過当な貸出競争・系列融資を抑制する。

一、経営の合理化、預金コストの引下げ、資産の流動性向上、預貸率の改善など体质強化に努める。

一、産業界の新しい動きに対応して、銀行の合同・合併をも真剣に考える。

一、特定産業の政策的な育成・転換資金の供給を効果的に行なうため、開銀は政府機関として、他の銀行のなしえない分野で独特的の任務を遂行すべきである。

「見解」は最後に、「政府のなすべきこと」として、「経済法制調査会」（仮称）を設け、「独禁法」「外為法」など経済関係法規を、実情に即して全面的に再検討のうえ、必要な改正を施し、また不要部分を整理することを要請した。

昭和三十八年二月六日、IMFは日本の「八条国」移行を正式に勧告した。経済同友会は、これより先「資本自由化特別委員会」を設け、神野正雄幹事が中心となつて検討を進めていたが、IMF勧告の翌二月七日、「資本自由化について」と題する提言を発表した。それは「貿易・為替の自由化」の場合と同様、資本自由化も前向

## 第一章 「開放体制」の自覚

きにとらえて、その不可避性と必要性を強調するとともに、それに対応する日本経済としての基本姿勢について、実際家の立場から見解を述べたものであった。

まず「資本自由化」に対する積極的認識が、次のように述べられた。

「資本取引の自由化は世界の大勢である。貿易・為替の自由化や八条国移行に伴い、資本の自由化は不可避であり、わが国だけが特殊措置を固執し得なくなることは明らかである。他方、わが国としても、高度成長に伴う資本の不足を充足する上からも外資の必要性はいよいよ高まるであろう。また、わが国が重要な市場として外資を吸引する魅力も加わるであろう。われわれは、このような内外の情勢を把握し、むしろ積極的に資本の自由化を推進することを基本方針とし、これに必要な体制の整備を急ぐべきであると考える」

しかし「提言」は、必ずしも手放しで自由化を促進せよ、とはいわない。「資本自由化」の不安要因として、次の点に着目した。

「日本経済は工業国として、欧米諸国に比し、多分に後進性をもつていて。しかも、わが国の企業の規模は小さく、過当競争が生じやすい上に、新しい産業体制もまだ確立されていない。のみならず、貿易自由化や関税引下げが重なるため、資本の自由化を余りに急激に進めた場合には、経済の混乱・業界不安を誘発する惧れがある」

このような不安要因のあることを指摘したのち、「提言」は政府に対して、「資本自由化により生ずるおそれのある経済の混乱にそなえて、総合的政策の適切な運営体制を整備しなければならない」と要請するとともに、経営者に対しても、「経営権・市場占拠・株式の持分・技術導入等の問題は、経営者の自覚と業界の協力体制に

よって解決しうる面が少くない」として、業界体制の立直しの急務を訴えた。

経済同友会の昭和三十八年度通常総会は四月十二日、日本工業俱楽部で開かれた。この総会で水上達三代表幹事は任期満了で退き、同時に、もう一人の二宮善基代表幹事は複数代表幹事制に疑問を有していたため退き、再び木川田一隆前代表幹事が代表幹事に就任、ここに「単数制」による代表幹事が、実現したわけである。

退任する水上達三代表幹事は総会議事に先立つて、最後の『代表幹事所見』を発表した。この「所見」で水上代表幹事は、「貿易・為替の自由化を促進する必要があることは勿論、進んで資本取引を自由化し、また関税一括引下げにも応じていかねばならぬ」と強調した。貿易業界の指導者ともいうべき水上代表幹事としては当然の着眼であると同時に、それはまさに時宜を得た主張でもあった。というのは、当時における国際経済的関心の重要な一つの課題は、関税一括引下げ交渉の推進にあつたからである。

G A T T は発足以来、五回にわたつて関税引下げ交渉を主催してきたが、「国別・品目別引下げ方式」と呼ばれる従来の交渉方式では、交渉がきわめて複雑で長期間を要するほか、方式自体に欠陥や矛盾が多いために、交渉が回を重ねるにつれて、その規模が縮小する傾向が見られた。このため、昭和三十六年秋G A T T は将来の関税交渉方式として、「関税一括引下げ方式」をとることに決定し、わが国を含む二十一カ国とE E C 委員会が参加して作業部会を持つことになった。あたかも翌三十七年秋には、米国で画期的な「通商拡大法」が成立し、各國との交渉を通じて米国の関税率を五年間に五〇%まで引下げ得る権限が大統領に与えられた。米国は、この権限を最大限に活用すべく、G A T T の枠内で行なわれる「関税一括引下げ交渉」を積極的に推進する態勢を固め

## 第一章 「開放体制」の自覚

た。これが、いわゆる「ケネディ・ラウンド」である。

この「ケネディ・ラウンド」交渉は、昭和三十八年五月に再開され、基本原則に合意をみたうえ、この原則に照らして実際の運営の衝に当たる中心機関として、新たに貿易交渉委員会を設置することを決めた。「ケネディ・ラウンド」が活発に動き出したわけであり、この機会をとらえて、経済同友会はきわめてタイムリーな提言を行なった、ということにはかならない。

「所見」は、「関税一括引下げ」に応じることを主張すると同時に、そのために必要な心構えと対応策について、とくに力点を置いた。即ち、こういう。

「この新しい事態に対処し、世界経済の平等な一員としての地位を確保するには、国際競争力の強化が必要なことはいうまでもないが、それには、今まで高度成長のかけに隠されていた弱点を補強し、ゆがみを是正することが不可欠の要件である。そして、これまでの保護的政策をできる限り廃止して自由化を進めるとともに、国際競争上強化する必要のあるものには、思いきった対策を講ぜねばならない」

このような観点から、「所見」は「企業の内部蓄積・株式資本の充実」を唱えた。「開放体制」になれば「企業の経済力は世界的水準の尺度ではかられることになり、現在、内部蓄積の不足、外部蓄積の過大に端的にみられるような、わが国企業の経済的基盤の弱さは、製品コストの割高をもたらすなど、国際競争上いちじるしく不利な条件になるのは明らかである」というのが、その理由である。その具体的方策として「所見」は、経営者側に対して「投資態度の再検討」と「使用資本の節約・効率化」などによる「国際的水準のバランスシートの作成」を呼びかけるとともに、政府に対しても、(1)償却年限の短縮と自主的償却制の採用、(2)企業の税負担の軽

減、(3)支払配当軽課措置の拡大、および(4)公社債市場の形成、を要望した。

「所見」において最も注目すべき提案は、「ドッジ・ライン」以来踏襲されてきた超均衡財政からの脱却を唱え、それによる税収入一本槍の財政運営を鋭く批判したことである。即ち、このように論じた。

「政府は、古い財政原則や過去の経験の機械的適用でなしに、新事態に即応して、政策の転換を図るべきである。その方向は、具体的には、公債政策の本来的活用と相まって思いきった減税を行ない、国際競争力の強化を図ることである。ただし、この際、公債の市場消化を図る必要のあることはいうまでもない。」

公債政策の本来的活用とは、市場消化のみに依存した公債発行を指し、このような性格の公債発行は、日銀受けによる不健全な公債発行とちがってインフレの危険がない、という認識に立つ提言であった。これは当時さかんに論議されていた「成長金融」の考え方の財政への適用とも見られるものである。とくに、企業の国際競争力強化のための、資金面の基本の方策ともいべきものであった。

## 二 國際活動の積極的展開

### (一) 日米共同提案を発表

經濟同友会は昭和三十六年四月の通常総会で、米国CEDによる「地域開発に関する勧告」を受けるなど、国際提携の実際的な第一歩を踏み出したことは、すでに記したが、さらに重要なことは、これを機会に両団体が将

### 二 國際活動の積極的展開

## 第一章 「開放体制」の自覚

来、一層親密な協力のもとに、自由社会・世界経済の発展に寄与していくという気運が高まり、直ちに実行に取りかかったことである。

通常総会が開かれた四月二十一日朝、銀座東急ホテルで、CED側ディビッド会長以下と同友会側の岩佐凱實・木川田一隆両代表幹事以下、両団体の幹部が会談した。その席上、CED側から、次の提案があった。

「CEDとしては自由諸国の共通した条件にある経済団体との協力関係を促進することを望んでおり、すでに英・仏・独・伊などでは、それが実現している。豪州の経済開発委員会とも交渉中である。ついては日本においても、同友会との間で協力関係を実現したい」

同友会側もこれに同意し、近く共通の問題について共同討議を行なうことが確認された。

それから約一ヶ月後の五月二十四日、CEDから同友会に対し、「日本が自由諸国にとけこんでいく方法について、双方の幹部間で懇談したい。第一回の会談では、貿易・国際收支の問題を取りあげたい」と、申し入れがあつた。

十月十七日、CEDの招きによってサンフランシスコ市のクラウン・ゼラバック・ビルで予備会談が開かれた。CED側から、前会長のゼラバック日本問題委員長以下同委員、同友会側からは岩佐政策審議会委員長以下が出席した。席上、ゼラバック委員長は、冒頭に、こう述べた。

「より合理的、互恵的な世界貿易機構の発展を念じてゐる我々が痛感してゐることは、日本と他の一流工業国との間の貿易決済関係が、北大西洋諸国間の関係と比べて自由化が遅れてゐることである。自由化の遅れを招

いた理由とか、それが賢明なあり方かどうかは、ここでは触れない。なぜならば、それこそ今回の会談の研究課題の一部だからである」

ついで、CED調査局長スタン博士は、共同討議の問題の柱として、(1)日本商品に対する差別待遇問題、(2)日本の経済成長に伴う国際収支問題、(3)発展途上国開発における日本の地位、の三点をあげた。

この予備会談の結果に基づいて、経済同友会は三十七年一月二十四日、第一回検討会を開いたのを手始めに、通商政策委員会（委員長・神野正雄幹事）を中心に研究を重ねた。

両団体は、共同研究上の参考に資するため、三十七年五月それぞれ質問状を交換した。CEDから同友会に寄せられた質問の内容は、大要次のようであるが、それは当時日本経済の体质と志向について、自由世界・先進諸国が、何を警戒し何を期待していたかを物語るものといえる。

一、世界貿易の伸びは、年率せいぜい四～五%である。しかるに日本の所得倍増計画は日本輸出の伸びを一〇%と想定している。計画は、この較差をどのようにして埋めようとしているのか。

一、国際経済政策の基調は、財貨・資本の自由な国際間移動を目的としている。日本は、これに積極的に参加しつつ計画目標を達成しようとしているのか。

一、日本の輸出増加に伴い、海外工業国は防衛策をとっている。こうした対日制限措置が強化されないよう、倍増計画は、輸出先の分散や輸出品の多様化などを考えていくか。

一、日本は真剣に貿易自由化を考えているのか。三十七年十月の自由化目標が達成できても、輸入を抑える新たな税や他の行政措置で、実質的には後退させられるのではないか。自由化による輸入増加に、日本はどう

## 一 國際活動の積極的展開

## 第一章 「開放体制」の自覚

対処するか。

一、 EECの進展に伴つて、日本はどういう影響を受けるか。英國の加入・非加入の影響、 EECにおけるGATT三十五条援用あるいは撤回の影響はどうか。

一、 外国企業の対日投資に対する日本の立場を問いたい。単独投資の子会社を設立することを認めるか。利潤・配当の国外送金、元本引揚げなどに対する現行制度をどう思うか。

一、 発展途上国に対する開発援助についての日本の対策はどうか。

要するに、この機会においてCEDが打診したかったことは、日本の旺盛な経済成長意欲と国際経済政策の理念との関係、とくに自由化推進に対する日本の真意についてであつたとみてよい。

経済同友会とCEDの第一回合同委員会は三十七年六月二十七、八の両日、サンフランシスコのフェアモント・ホテルで開かれた。

同友会側からは、岩佐凱實・木川田一隆・檜山廣・神野正雄・北裏喜一郎・鈴木治雄・渡辺武の各幹事、山下静一常任幹事が出席した。

二日間の討議の結論として、CEDのスタイン調査局長は、次のような感想を述べた。それは日本を世界通商における対等のパートナーとして迎えることが、世界経済の発展のために望ましい、という考え方を前提として、日本の国際経済への協力が一層フェアで積極的になることを要望したものであった。

一、 日本が世界の通商において、対等のパートナーとなることを望む。日本が自由な貿易政策をとることが望

ましい。また日本を、自由で多角的な貿易網に組み入れる必要がある。

一、日本は急速な経済成長を達成するため輸出入を大いに伸ばさなければならぬが、同時に、経済構造の多様化、専門化を図らねばならなくなっている。

一、日本も他の国と同様、国際収支の困難に直面しているが、日本の場合には、国内だけの施策だけでは解決できない点があり、日本に対する関税率の引下げ、差別待遇の撤廃などがぜひ必要である。

一、外国資本の対日流入については、日本商品の外国市場への流入の自由と同じ原則で解決すべきである。この場合、資本の流入は財貨やサービスの流入と同じ効果がある。したがつて、現在の制限は一時的であることを望む。

また山下静一常任幹事は、これに対し、「だいたい同感であるが、唯一つ強調したいのは、日本商品に対する差別待遇の撤廃であり、とくに切実なのは、EEC諸国のGATT三十五条援用の撤回である」と述べた。

両団体の第一回合同委員会は、三十七年十月十七、八の両日、東京・丸の内の東京会館で開かれた。CED側から、ハウザー会長、ゼラバック日本問題委員長、ディビッド前会長、ニール事務総長など有力メンバーのほか、エコノミストなども参加した。同友会側の出席者は、水上・二宮両代表幹事はじめ、岩佐凱實・稻山嘉寛・井深大・神野正雄・木川田一隆・北裏喜一郎・佐々木直・鈴木治雄・檜山廣・渡辺武の各幹事、山下静一常任幹事などのほか、エコノミストとして、小島清一橋大学教授、広野良吉成蹊大学講師の両名が加わった。

この会議の印象について、山下常任幹事は機関誌『経済同友』で、こう記している。

## 一 國際活動の積極的展開

## 第一章 「開放体制」の自覚

「双方が忌憚のない意見を交換し、また討論を交し、相互に疑問点の解明、追加すべき問題の提起が行われた。率直にいって、一、二の問題を除くと、両団体の間に根本的な食い違いはなかった。ただ、最大の問題は、国際収支の見方と、資本自由化の点である。それにしても、個別的利害を超えた両者の会合は、終始友好的な雰囲気でみちていた」

C E D のハウザー会長は、滞日中、同友会の定例幹事会に出席し、両団体の提携と、共同作業の意義について、このように語った。

「これほど多数の C E D 有力メンバーが揃って、外国団体との会議に参加したことはなかった。その理由は、驚異的な経済成長をもたらした日本の実業家のうちでも、最も先見の明に富み、国際的視野が広く、活動力にあふれ、しかも進歩的な企業家の集まりである経済同友会との共同研究に、われわれが大きな意義を見出しているからである」

経済同友会と C E D の共同研究になる『世界経済における日本』と題する「共同提案」は、昭和三十八年四月八日、日米同時に発表された。その内容は、両団体が「世界経済の中の日本」という同じテーマを、それぞれ独立した立場から検討した成果を、それぞれの責任において、二本建て発表したもので、その意味では「共同提案」の形式をそなえていないかも知れない。しかし、両団体がそれぞれの提案をまとめるに至るまでには、その首脳が三回にわたる長時間の討議を重ね、問題点の解明・整理のための共同研究を行ない、出来る限りの合意に達する努力を傾けたという点において、そこから生まれた二つの提案は、ある限られた意味における「共同提案」の

実質を持つものとみてよからう。

これら二つの提案は、その間に立脚地の相違はあるものの、いずれも、日本經濟の驚くべき經濟成長とその成果を是認し、この実態を前提として、日本が國際經濟社會の「イコール・パートナー」として参加することの必要性と、その積極的役割を認め、それだけに日本の「自由化」が一層速かに促進されるべきことの意義を強調する一方、日本に対する各國の差別待遇の非を指摘したほか、發展途上國開発援助への日本の役割にも言及した。しかも、重要なことは、これら提言の背景をなすものは、一国の狭い經濟的利害の立場ではなく、より広い國際經濟政策の basic principle であるところに、大きな特色が見出せるということである。

經濟同友会の提案においては、「戰後日本經濟の發展」と「高度成長における國內問題」を敍したのち、「変貌する世界經濟において日本が當面する諸問題」に対する「同友会の見解」を示した。この最後の部分では、(1)世界經濟におけるイコール・パートナー、(2)歐州共同市場の發展、(3)世界的規模での自由貿易、(4)資本移動に対する制限の撤廃、(5)東南アジア・アメリカ・日本相互間の經濟関係、(6)對發展途上國援助、(7)社會主義ブロック諸国との貿易——の各種問題について、一般的見解と日本の立場ないし要望すべき点が、論じられた。「見解」は、「今日の日本が解決せねばならない最大の難問は、自由世界經濟のなかで対等なパートナーの地位を獲得することと、この目的のために世界の他のすべての国々との貿易量を相互に増加させることにより、その經濟發展を一層推進すべく最善の努力を払うことである」との前提的姿勢に立って、「近い将来予定されている自由化措置は、國際經濟環境の改善と世界經濟の一層の繁栄とを目指して努力を統けている世界の先進諸国の中に、対等のパートナーとして參加しようとする、われわれの固い決意を示すものである」との立場を明らかにし、同時

## 二 國際活動の積極的展開

## 第一章 「開放体制」の自覚

に、「すべての先進国が、日本を対等なパートナーとして受け入れ、日本の商品に対して課しているすべての通商障壁を除去することを期待している」と要望した。

またCEDの提案は、「対日貿易制限の理由」「自由世界経済の基本理念」から「日本経済の特色」に及び、最後に「結論と勧告」を掲げた。それは、(1)対日差別の撤廃、(2)自由規制ワクの緩和と廢止、(3)日本の輸入数量制限の廢止、(4)一般関税引下げ、(5)日本におけるアメリカの特需、(6)日本の対中ソ連貿易、(7)日本側の外資規制の撤廃——の各項目について、見解を示すとともに、世界および日本に対して適切な勧告を行った。

CEDはこの提案において、対日貿易制限が先進諸国で行なわれる理由について、興味ある見解を示した。即ち、次のようにある。

(一) ヨーロッパでは、ある種の方向における自由化推進の努力には日本を含んでおらず、むしろ、ある程度日本を排斥していた。

(二) 日本の輸出品に対する差別は「合法的」だった。

(三) 日本からの輸入品が最大の競争相手となつたヨーロッパやアメリカの産業の中には、綿製品や陶磁器産業のように、すでに斜陽産業となつていていたものがあった。

(四) 日本の低賃金は、日本からの輸入品を特別に恐れる原因の一つとされ、したがつて、その輸入品を特別に規制する原因の一つとされることがしばしばだった。

CEDはまた、日本が自由化を遅らせてきた理由について、次のようにみた。

(一) 戦後一貫して日本は国際収支上の不安を体験してきた。

(二) 日本経済は急速な成長をとげているものの、一人あたり総生産はアメリカや北西部ヨーロッパ諸国のそれに比べると、依然としてはるかに低い。

(三) 競争という観念は、日本ではアメリカや西ヨーロッパと比べて強くない。

C E D は「結論と勧告」の項で、「対日差別の撤廃」について、このように述べた。

「現在の対日差別は、G A T T 三十五条に基づくものであるとないとを問わず廃止し、日本に最恵国待遇を与えるべきである。ある場合には困難を避けるために、漸進的な制限廃止が必要であるかもしれない。しかし差別待遇は、自由経済の根本理念に対する大きな違反であり、したがって、できるだけ早く廃止されなければならず、現在差別を実施している国は、差別廃止により生じ得る輸入に対する国内産業の調整を援助するために必要な国内措置を講ずる責任を受諾すべきである」

同時に、C E D は「日本の輸入数量制限廃止」について、こう述べた。

「日本には為替制限を正当化するような持続的な国際収支上の困難は存在しない。日本の周期的な国際収支困難は、従来も主として行われてきたとおり、国内財政政策により克服可能である。われわれは、日本は輸入に対する為替制限や、その他の数量規制を廃止すべきであると信ずる。この場合にも、われわれの他の貿易自由化に関する勧告の場合と同様に、組織的なタイミングが必要であることを認める。だが、われわれは、日本は従来以上の速度でこの方向へ進み得ると信ずるものである」

C E D は、その提案における思想的基盤を、「自由世界経済の basic concept 」に置いた。C E D は、この原則について、それは「G A T T や I M F 協定のような文書には反映されているとはいえ、いかなる国際条約にも完全に

## 第一章 「開放体制」の自覚

は成文化されていないだろう。むしろこれらの原則は一種の暗黙の了解として存在している」とした。「基本理念」は、端的に次のように表現されている。

「自由世界経済の基本的な考え方は、物資・サービス・資本の自由な交換にたずさわる当事者は、双方ともその交換で利益を得るのが普通であり、その利益はその交換に対する規制がなくなくなるほど、大きくなるということである。この考え方はもう一つの考え方、すなわち、いずれの当事者も自己の利害をよく判断することができ、いずれの当事者も交換から利益を得るとみない限り、交換には自ら参加するようなことはしない、という考えを前提とするものである」

これはきわめて含蓄のある言葉であるが、要は、一国が自分の利益のみを優先させて、相手国の利益に目を蔽う限りは、国際交易の真の発展をもたらすことは出来ない、ということにはかならない。

日米の進歩的な二つの民間経済団体による初めての共同提案は、米国内でも大きな反響を呼んだ。それはまず、日本経済の「後進性」についての誤った先入観の払拭に役立った。次に、日本が国内的に困難な経済情勢にも拘らず、自由化の推進に出来る限りの努力をしていることに対する、理解を深めた。ひいては主としてEEC諸国における対日差別待遇の非についての共感を呼び起した。そして何よりも、経済的実力をそなえた日本を世界経済におけるイコール・パートナーとして迎え入れることの必要性と意義について、新しい認識をもたらしたのであった。

「ニューヨーク・タイムズ」は、社説で、「日本の主要な貿易相手国である米国は、日本がより自由な貿易政策をとることに非常に大きい利害関係を持つている」と述べた後、「しかし日本が外国の製品や資本に門戸を開く

ならば、世界の他の諸国も日本に対する差別的な貿易障壁を撤廃しなければならぬ」と強調した。また「ワシン・ボスト」は、「日本の進化の論理的帰結として、次の段階は日本と西欧のより緊密な経済提携を必要としているが、この段階は、貿易障害に対する断固たる攻撃から始まらなければならない」と論じた。

有力紙「デ・モイン・レジスター・アンド・トリビューン」は、日本に対する率直な理解と評価を示した。その社説は、「日本に対する差別待遇の理由であつた低賃金という古い言訳は、もはや急速に当てはまらなくなつてきている」とし、次のように記した。

「日本は全世界に対し、貧しい国ばかりでなく先進工業国に対しても、賢明な経済計画、民間企業と政府との見事な結合の好例を示している。……米国と西欧諸国は、日本が成長し繁栄を続けることに極めて重大な関心を持つていて。日本は西側の貴重なパートナーである」

経済同友会は、この共同提案において、その「活動方針」に謳つてきた「民間経済外交の推進」に、大きく寄与したわけである。

#### (二) 欧州経済団体とも提携

経済同友会の「第三次欧州経済統合調査団」が派遣されたのは、第二次調査団から一年半を経た昭和三十八年春であった。井上英照幹事を団長に、村上正夫・河野一之・米戸清・服部謙太郎・松本秀夫の各幹事が参加して、三月十五日に出発、四月九日ロンドンで解散した。主な訪問先是次の通りである。

▽ OECD本部 ▽フランスCEPES ▽フランス経営者評議会 ▽ギリシャ開発公社 ▽イタリー産業  
一一 國際活動の積極的展開

## 第一章 「開放体制」の自覚

復興公社（I.R.I） ▽ファイアット工場 ▽CEPES・インターナショナル ▽EEC本部 ▽GATT  
事務局 ▽EFTA本部 ▽西独CEPES ▽ケルン商業会議所 ▽FBI（英國産業連盟） ▽英PEP  
(政治経済計画会議)

同友会の調査団が訪欧したのは、英國のEEC加盟交渉が、主としてフランスの強力な反対によって中断され、西欧内部に大きな波紋を呼び起こしていいる最中であった。調査団はこの機において、英國の加盟が挫折した後の西欧情勢をはじめ、EECの経済情勢と日本との関係などにつき、前記のように、歐州の国際経済機構や各國経済団体の本部を訪問して、それぞれ代表的指導者と意見を交換するなど、精力的に調査研究活動を開展したのであった。

井上英熙団長は帰国後、同友会の幹事会席上で、次のようにEECの実感を語った。

「EECが発展性のある市場であることは、疑問の余地がない。日本としても、対米貿易だけに依存せず、何とかEECに接近しなければならない。しかしEECは、われわれが想像するほど、日本を認識しているわけではなく、親近感も持っていない。彼等は六カ国の繁栄を第一に考えている。彼等の目下の最大の対外的関心事は、豊富な地下資源と莫大な人口を有するアフリカ市場である。その次が極東だ。日本など余り問題にしていないし、またアメリカに対しては、その介入を厄介視している。

このような情勢の中で、われわれが対策として考えなければならないことは、まず人的交流を活発にして、日本を認識させることである。また、日本商品の低価格と、これによる市場の搅乱に対する非難を随所で聞かされたが、その対策もぜひ必要だ。安く売ることが能ではないし、また別に、しいてそうする理由がない。むし

ろ輸出秩序を維持する」ことを、真剣に考える必要があると痛感した」

調査団が発表した『中間報告』—『経済同友』(昭和三十八年五月号)所載一は、二つの点において、実際人らしい観察を物語っている。

第一は、「複雑なEECの性格」である。即ち、こういう。

「EECの強化と自由世界全体の強化とは、原則的、觀念的には一致し得ても、具体的な問題になると、タイミングその他で、どちらを優先させるかの問題が起ることが、しばしばある。時には自由世界の他の国の利益を犠牲にしても、EECのエゴを通すことがあり得る。EEC委員会としては不本意であっても、業界の圧力に服ざざるを得ないこともある。またEECの国造りにとって極めて重要なことに、ほかの点で業界と妥協することもある。あるいはEEC委員会自身が、域外に多少迷惑をかけることを万々承知のうえで、強引にEECの国造りを推進せねばならぬ場面も出て来るかもしれない。そうした点でEECの表情は極めて複雑であり、その動きは時にたんげいすべからざるものになる可能性を持つてているのである」

第二は、「日本は如何に対処すべきか」についてである。まず、こう記す。

「このような性格のEECであってみれば、日本として、これに対処する道は決して簡単ではない。やはり、政府レベルとしては、EECの動向をたえず注視し、もしEECのいき方に行き過ぎや独善的な点があつて、日本が不当な取扱いを受ける惧れのある場合には、直ちにEECにそのことを指摘して反省を求め、場合によってはGATTやOECDなどの場で堂々と日本の立場を主張し、出来るだけEECの“内向き化”を阻止するよう努めることが、肝要である」

## 一 國際活動の積極的展開

## 第一章 「開放体制」の自覚

ついで「報告」は、日本商品の急激な対E E C進出が、「安値輸出」の非難を浴びている事実に触れたのち、そのことに対する歐州人の感触について、こう記している。

「全般的にみて、日本側で先方の非難を受けないよう、何らかの対策を講ずる必要があるというのが、現地での実感であった。最近では西欧諸国は、日本のことを国際会議などで『低賃金国』とは言わなくなつた。そのかわりに『生産原価の極度に低廉な国』と呼ぶ。これに対しても、われわれが、『合理化・近代化によってコストを下げて安く売るのが、なぜ悪いか、自由競争である以上、優勝劣敗は当然ではないか』と、主張しても、先方は、こういうだろう。『いや、日本はわれわれの常識では考えられないことをする国だ。日本の設備投資は大部分自己資本ではなく、銀行からの借入金で賄われている。これはヨーロッパにはないやり方だ。日本の無鉄砲な大冒険のシリをわれわれの方に持ってくるのは、迷惑至極である。日本はわれわれと経済慣習を異なる国だ』——と。

それ故、日本としては輸出秩序を正し、輸出の協調体制を確立するとともに、人的交流を通じて、相互の基本的理義を深めることが望ましい」

E E Cの動向は、日本政府にとつても大きな関心の対象であった。E E C経済の発展は目覚ましいものがあつたが、国際経済社会から見れば、それは多分に“内向き”的の発展策に重点を指向し、域外諸国に対しては、むしろ封鎖的でさえあつた。とくに、わが国に対するG A T T三十五条援用その他による貿易上の差別待遇は、政府にとつても解決を急ぐ問題として映じていた。

昭和三十七年秋における池田首相の訪欧は、事態の打開に対する有力な一石を投じたものであった。池田首相は十一月五日から二十四日まで約三週間にわたり、英國とEEC諸国を訪問し、相互の意思を疏通するとともに、通商上の障壁の打開にも現実的な進展をおさめることができた。

池田首相の訪欧の成果は、(1)日英通商居住航海条約の署名が行なわれ、英國がこれに伴つて日本に対するGATT三十五条の援用を撤回したこと、(2)フランス・ベネルックス三国がGATT三十五条の援用撤回について、好意的態度を示したこと、(3)我が国のOEC盟希望に対しても各國が支持の態度を表明したこと——などの諸点で明確に現れた。池田首相の訪欧は、こうした具体的な収穫のほかに、我が国経済の高度成長ぶりと、自由陣営における実力ある一員としての地歩を、西欧諸国に深く印象づけることにも、大きな効果をおさめたのであった。

昭和三十八年五月、日英通商航海条約が発足し、同年五月には日仏通商協定がパリで調印され、翌三十九年一月に発効した。GATT三十五条援用を撤回するためのベネルックス三国との通商協定の改正は、三十八年四月東京で調印され、翌三十九年十月に発効した。

この間、前記池田首相のほか、政界ベースあるいは経団連・日商など民間ベースの訪欧使節団の派遣が相つぎ、歐州からの来日も頻りであった。経済同友会が、こうした日欧間の交流に先鞭をつけたことは、すでに記した通りである。同友会のこの面における活動は、三回にわたる訪欧調査団派遣に続く、より画期的な日欧交流の一大イベントにおいて、大きく開花した。それは昭和三十八年十月、経済同友会の主催で東京に開かれた「国際会議」である。

## 二 國際活動の積極的展開

## 第一章 「開放体制」の自覚

この会議には、歐州の民間經濟六団体と米国のCEDが参加した。歐州からは十三名、CEDから六名、それに同友会の有力メンバーが卓を囲んで、「世界經濟の成長」をテーマに意見を闘わせた。個別企業の立場を離れ、純粹に自由世界國際經濟社會の發展を念願する「經營者」の討論の場として、この國際會議の成果は大きかった。

この國際會議は突然開かれたのではない。予備的ないくつかの段階を経て実現したのである。

經濟同友会が米国のCEDと提携した時、CEDは西欧におけるCEDの提携團体に対して、日本の同友会との交友關係について斡旋したが、その第一歩は昭和三十六年秋の「第二次歐州經濟統合調査團」によって踏み出された。即ち、一行はイタリーのトリノで、インターナショナル・CEPESのヴァレッタ會長に会い、同友会と歐州におけるCEDの提携團体であるCEPES（西独・仏・伊）はじめPEP（英）・SNS（スウェーデン）との間に協力關係を持つことで合意した。

明けて三十七年五月三十一日から三日間、スウェーデンのストックホルムで、SNS主催の國際會議が開かれ、CED・CEPES・PEPのほか、同友会からは山下静一常任幹事が出席した。「西側諸国の經濟成長」というテーマで、地域開發や社會化政策について、各國代表が意見を述べた。

ついで六月四、五の両日パリの國際商業會議所で、CEPES・フランスグループの主催で國際會議が開かれた。同友会からは水上達三・二宮善基兩代表幹事のほか、岩佐凱實國際委員長と山下静一常任幹事が參加した。ここでは「經濟計劃と私企業投資」について、各國の実情が報告された。

このような前段階を経たのち、昭和三十八年十月十七、八の両日、東京のバレスホテルで同友会主催の国際会議が開かれたのである。米国・西欧の各団体の代表相互間および同友会とこれら諸団体メンバーとは、すでに先刻相識の関係で、会議はなごやかな親密ムードで進められたのはいうまでもない。

これら欧米の経済団体は、どのような性格を持ち、何を志向しているのか。会議で述べられた各団体活動状況報告のうち、フランスCEPESのエドアール・セン会長による次の説明に、象徴的に現れている。

「CEPESは指導的経営者によって設立された。その目的の一つは、個人を協調の場に引出すことにある。考えるグループであり、相互の意見を自由に交換するためのグループであって、個々の企業の利益のためにものではない。時には私たちの内部で意見の一一致しないこともある。しかし、われわれは、そうした意見の相違から新しい解決が見出されると考えている。」

技術革新によって世界は変革期に入っているが、こうした時に必要なのは個人のイニシアティブであると信じている。経済・技術・教育の向上も、人間的な観点に根ざしたものでなければならない。産業社会では、人間を見失わないことが最も重要である。私たちの直面する多くの問題には、明確な解決が困難なものもある。

しかし、解決を急いで人間的な面を無視するのは危険である。

国際会議で意見を交換することは、相互理解に達する最善の道である。たとえ意見の一一致がみられなくても、問題がよりよく理解されるからである。」

このCEPESの考え方は、CEDにも共通するところであり、経済同友会の有力メンバーの一人が語つても、同じような口調のものとなろう。「国際会議」の思想的立脚地において大差はなかったのである。

## 第一章 「開放体制」の自覚

会議は「世界経済の成長」を主題として、(1)貿易拡大のための工業国間の協力、(2)開発途上にある国との貿易拡大、(3)日本経済の成長、の三つの問題にしばって討議された。

あたかも当時、「関税一括引下げ」を主眼とする「ケネディ・ラウンド」交渉が、GATTの場で行き惱み、交渉中断の状態にあった。この機をとらえて、木川田一隆代表幹事は、適切にも、次のように挨拶した。

「最近、国際協調にさざ波が立つように見受けられるが、これは決して国際協調の否定を意味するものではない。逆に、これまで容易に進み得た低次元の国際協調の段階から、複雑な各国の利害の調整を図る高次の段階の国際協調へ進むための経過的な摩擦・困難なのである。したがって、今日こそ関係各国の信頼と友愛に基づく相互理解を促進し、この困難を克服しなければならない。この意味で、この国際会議の開催が実現したことには喜びにたえない」

二日間の会議において、同友会側は水上達三・島田英一・岩佐凱實の各代表らが、日本経済の成長とその問題点、および自由化への志向と、欧州における門戸開放の必要について述べた。これに対して、CEDはおおむね同感の意を示したが、欧州の諸代表は問題をより切実にとらえ、現実の事態を直視しつつ、次のような議論を開いた。

▽自由貿易に対するフランスの態度＝エドアール・セン代表（フランス・CEPES会長）

「一九三〇年代の大不況、第二次大戦中の窮乏と戦後再建の困難さ、および過去二十年間の科学技術の進歩による生活水準の不斷の向上により、どこの国でも、(1)完全雇用、(2)社会福祉、(3)経済成長、の三つが、至上命令

となるに至った。貿易の自由化、世界貿易の拡大は必要であるが、右の三つの至上命令に反し、一国の経済的健康を害するような自由化は、理論におぼれるものである。もっとプラグマティックに、ものを見なければならない。

今の世界では、経済の発展段階が同程度で、同じようなルールに従っている国と国との間で行なわれるのでなければ、自由貿易は相互の利益にはならないのである。私たちは自由貿易という信仰を拒否するが、一国の経済の健全さが損われないという前提のもとでの漸進的貿易拡大は、望ましいと考えている」

▽日本とEEC、経済協力の方向 ヨアヒム・ヴィルマン代表（西独・CEPES事務局長）

「日本とEECとの共通通商関係については、輸入割当などの行政的制限を廃止するだけでなく、公正な競争のルールについて両者が合意する必要がある。また、EEC全体に対する過渡的な共通エスケープ・クローズを、日本が認めることが不可欠である」

西独は関税引下げ交渉に大きな期待をかけていたが、経済政策の調整、公正な競争ルールの確立が先決であり、このためにも日本がOECDに一日も早く参加することを希望する。

資本移動の自由化については、EEC側にはもはや制限がないのだから、日本がIMFの規定にそつてもつと自由な政策をとることを期待する。このような改善によって、OECD諸国と日本との関係が、より密接になるのである」

なお、CEDのラックス代表は、大局的見地に立って、次のように述べた。

「一年前CEDが東京で同友会と会合した時は、自由世界内部で経済面の協力関係を進めることについて、楽

## 第一章 「開放体制」の自覚

観的な見通しを持つことが出来た。米国では通商拡大法が通過し、日本は輸入の八八%の自由化措置をとり、また英國のEEC加盟も、希望をもって進められていた。

しかし不幸にして、情勢は一変した。英國はEECに加盟できず、米国の国際収支は悪化して、ドル防衛策が打出された。日本国内でも自由化推進を再考慮する声が出ている。

だが、われわれは一年前に余りに楽觀すぎたとするならば、今度は悲観にすぎることのないようにならなければならぬ。とくに貿易障壁撤廃の問題が、そうである。いかなる交渉の過程においても、各国がその最大の利益を主張する時点があるものであるが、交渉を統ければ、各国にとって望ましい合意に達することも可能なのである。この会合に出席したわれわれは、国際市場に自由に参加している国籍を超えた共同体の一員として、自由世界結束の重要性を正しく認識し、その目的の実現に向かって努力しなければならない」

国際的な理想主義を振りかざす米国CEDと、厳しい現実に即してプラグマティズムの立場を堅持する欧州の諸団体と、それぞれが同じ協調精神のみなぎる場で、隔意のない意見をぶつけ合つたのである。経済同友会の「国際性」は、この初めての体験である東京国際会議で、いやがうえにも鍛えられて、高められたのであった。これが、その後におけるより幅広い国際活動に大きくプラスしたことはいうまでもない。